

【債権譲渡】

債権譲渡は、受領代理権とともに、債権担保のため広く活用されているところ、民法改正でそのルールが大きく変わった。譲受人が、債権譲渡を受けたことを債務者に主張するには、譲渡人から債務者に対して通知をし、または債務者が承諾しなければならぬが、債務者以外の第三者に對抗するには、この通知または承諾は確定日付のある証書によることが求められる。債務者は、対抗要件が具備されるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって抗弁できる。

債務者からの抗弁を封じるのであれば、抗弁放棄書を取り付けておく方法が考えられる。

【譲渡制限特約】

債権者と債務者との間で債権譲渡を禁止する特約を付けると、従来は、この特約に違反する譲渡は原則無効としており、例外は、特約の存在を

重過失なく知らなかった譲受人に対しては有効としていたにすぎない。

ところで、このルールの下では、中小企業等が売掛債権等を担保にして資金調達をす

を設けておくことは、債務者にとって、弁済先が固定できる、二重払いの危険が避けられる、契約解除や相殺の利益が残せるなどのメリットがあるので、改正民法は、債権譲

渡後にも、債務者は、特約の存在について、これを知り(悪意)、または重大な過失により知らなかった(重過失)譲受人に対しては債務の履行を拒み、また譲渡人との間で弁済、供託、相殺を行い、その効果を当該譲受人に主張できるとした。

重過失のときであっても、債権全額を供託するよう請求することができる。ただし、前記対抗要件を事前に備えているケースに限られる。

【預貯金債権の特則】

預貯金債権の場合は、円滑な払い戻し事務を確保するため、以前から右特約付きとなっているが、改正になっておらず(現行の扱いと同じ)、譲受人との関係で、特約の存在を知りまたは重過失により知らなかったときは無効とされる。

債権の管理・回収



改正民法でルール変更

るのに支障が生じていた。

改正民法は、これを改め、譲渡制限特約は当事者間で効力を有することとなり、特約に反する債権譲渡も有効とした。

そつはいっても、譲渡制限

た譲渡人に対して、債務者がストレートに債務不履行責任を問えるのが新たな問題になってくる。

【履行なき場合】

改正民法は、右特約付き債権譲渡につき、次の手当ても講じている。

【集合債権譲渡担保】

担保設定者が第三者に対して有する複数の債権に、一括して、譲渡担保権を設定するものであり、将来発生する債権まで含めて、譲渡可能となれば、その活用域は一段と広がる。

改正民法は、将来債権の譲渡も有効であり、対抗要件は既発生の債権と同様の方法で具備できることを明文化した。(弁護士・浦田益之)

なお、供託は、債権者が確知できない場合にすることができると、今回、債務者の誤弁済のリスクを防ぐため、右特約付き債権が譲渡されたときは、供託することが可能になった。

①悪意または重過失を問わず、譲受人は、債務者に対して自己宛ての履行を相当期間を定めて催告し、その期間内に履行がないときは、直接の請求ができることとした。

②譲渡人が破産手続き開始決定を受けた場合、譲受人は、債務者に対して、悪意または

右特約付きの債権譲渡は、